

ID: 5378

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

<p>処分の概要</p>	<p>措置命令不履行に対する業務停止等</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>社会福祉法 第56条第7項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和26年法律第45号</p>		
<p>【基準】 法第56条第7項の規定による。 (監督) 第56条 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員¹の解職を勧告することができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>